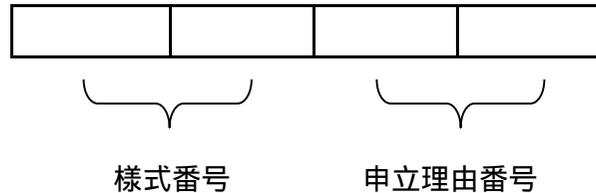


「介護給付費過誤申立書」の作成について

申立事由コード

申立事由コードは、様式番号と申立理由番号との組み合わせで設定します。



様式番号と申立理由番号の一覧

(1) 様式番号

申立事由コードに使用する様式番号と対象となるサービス種類コードは異なることにご留意ください。

介護給付費過誤申立様式番号

番号	対象となる 明細書様式	対象となるサービス種類コードとサービス名称
10	様式第2	11 訪問介護・12 訪問入浴介護・13 訪問看護・14 訪問リハビリテーション・15 通所介護・16 通所リハビリテーション・17 福祉用具貸与・31 居宅療養管理指導・68 小規模多機能型居宅介護（短期利用）・71 夜間対応型訪問介護・72 認知症対応型通所介護・73 小規模多機能型居宅介護（短期利用以外）・76 定期巡回・随時対応型訪問介護看護・77 複合型サービス（短期利用以外）・78 地域密着型通所介護・79 複合型サービス（短期利用）

11	様式第2の2	61 予防訪問介護・62 予防訪問入浴介護・63 予防訪問看護・64 予防訪問リハビリテーション・65 予防通所介護・66 予防通所リハビリテーション・67 予防福祉用具貸与・34 予防居宅療養管理指導・69 予防小規模多機能型居宅介護（短期利用）・74 予防認知症対応型通所介護・75 予防小規模多機能型居宅介護（短期利用以外）
21	様式第3	21 短期入所生活介護
24	様式第3の2	24 予防短期入所生活介護
22	様式第4	22 介護老人保健施設における短期入所療養介護
25	様式第4の2	25 介護老人保健施設における予防短期入所療養介護
2A	様式第4の3	2A 介護医療院における短期入所療養介護
2B	様式第4の4	2B 介護医療院における予防短期入所療養介護
23	様式第5	23 病院・診療所における短期入所療養介護
26	様式第5の2	26 病院・診療所における予防短期入所療養介護
30	様式第6	32 認知症対応型共同生活介護（短期利用以外）
31	様式第6の2	37 予防認知症対応型共同生活介護（短期利用以外）
32	様式第6の3	33 特定施設入居者生活介護（短期利用以外）・36 地域密着型特定施設入居者生活介護（短期利用以外）
33	様式第6の4	35 予防特定施設入居者生活介護
34	様式第6の5	38 認知症対応型共同生活介護（短期利用）
35	様式第6の6	39 予防認知症対応型共同生活介護（短期利用）
36	様式第6の7	27 特定施設入居者生活介護（短期利用）・28 地域密着型特定施設入居者生活介護（短期利用）
40	様式第7	43 居宅介護支援

41	様式第7の2	46 介護予防支援
50	様式第8	51 介護福祉施設サービス・54 地域密着型介護福祉施設入所者生活介護
60	様式第9	52 介護保健施設サービス
61	様式第9の2	55 介護医療院サービス
70	様式第10	53 介護療養型施設サービス

介護予防・日常生活支援総合事業費過誤申立様式番号

番号	対象となる 明細書様式	対象となるサービス種類コードとサービス名称
10	様式第2の3	<p>【訪問型サービス】 A1（みなし）・A2（独自）・A3（独自/定率）・A4（独自/定額）</p> <p>【通所型サービス】 A5（みなし）・A6（独自）・A7（独自/定率）・A8（独自/定額）</p> <p>【その他の生活支援サービス】 A9（配食/定率）・AA（配食/定額）・AB（見守り/定率）・AC（見守り/定額）・AD（その他/定率）・ AE（その他/定額）</p>
20	様式第7の3	AF：介護予防ケアマネジメント

(2) 申立理由番号 (介護給付費、介護予防・日常生活支援総合事業費共通)

番号	申立理由
01	台帳誤り修正による保険者申立の過誤調整 (台帳過誤)
02	請求誤りによる実績取下げ
09	時効による保険者申立の取下げ
11	台帳誤り修正による事業者申立の過誤調整 (台帳過誤)
12	請求誤りによる実績取下げ (同月)
21	台帳誤り修正による公費負担者申立の過誤調整 (台帳過誤)
29	時効による公費負担者申立の取下げ
42	適正化 (その他) による保険者申立の過誤取下げ
43	適正化 (ケアプラン点検) による保険者申立の過誤取下げ
44	適正化 (介護給付費通知) による保険者申立の過誤取下げ
45	適正化 (医療突合) による保険者申立の過誤取下げ
46	適正化 (縦覧点検) による保険者申立の過誤取下げ
47	適正化 (給付実績を活用した情報提供) による保険者申立の過誤取下げ
49	適正化 (その他) による保険者申立の過誤取下げ (同月)
4A	適正化 (ケアプラン点検) による保険者申立の過誤取下げ (同月)

4B	適正化（介護給付費通知）による保険者申立の過誤取下げ（同月）
4C	適正化（医療突合）による保険者申立の過誤取下げ（同月）
4D	適正化（縦覧点検）による保険者申立の過誤取下げ（同月）
4E	適正化（給付実績を活用した情報提供）による保険者申立の過誤取下げ（同月）
52	適正化（その他）による公費負担者申立の過誤取下げ
53	適正化（ケアプラン点検）による公費負担者申立の過誤取下げ
54	適正化（介護給付費通知）による公費負担者申立の過誤取下げ
55	適正化（医療突合）による公費負担者申立の過誤取下げ
56	適正化（縦覧点検）による公費負担者申立の過誤取下げ
57	適正化（給付実績を活用した情報提供）による公費負担者申立の過誤取下げ
59	適正化（その他）による公費負担者申立の過誤取下げ（同月）
5A	適正化（ケアプラン点検）による公費負担者申立の過誤取下げ（同月）
5B	適正化（介護給付費通知）による公費負担者申立の過誤取下げ（同月）
5C	適正化（医療突合）による公費負担者申立の過誤取下げ（同月）
5D	適正化（縦覧点検）による公費負担者申立の過誤取下げ（同月）
5E	適正化（給付実績を活用した情報提供）による公費負担者申立の過誤取下げ（同月）
62	不正請求による実績取下げ

69	不正請求による実績取下げ（同月）
90	その他の事由による台帳過誤
99	その他の事由による実績の取下げ

（３）申立事由コード設定についての留意事項（通常・同月過誤共通）

- 複数のサービスを提供している事業所で利用者も複数のサービスを受けている場合、申立事由コードを誤ると、事業所からの過誤申立てとは異なる給付実績を過誤処理することになります。

複数のサービスを提供している事業所からの過誤申立書を作成する場合は特にご留意ください。

誤って過誤処理された給付実績は、事業所から明細書の再提出が必要となります。

【例】 訪問介護と居宅介護支援を行っている事業所から訪問介護分の過誤申立があり、当該被保険者に当該事業所の訪問介護と居宅介護支援の両方の給付実績が存在した場合、申立事由コードを「1002」と設定するところを「4002」と設定してしまうと、居宅介護支援の給付実績が過誤処理されることとなります。

- 事業所の請求誤りによる過誤処理の場合、処理方法によって申立理由番号を設定してください。

通常過誤で処理する場合 ⇒ 申立理由番号「02」

同月過誤で処理する場合 ⇒ 申立理由番号「12」

- 国・道・保険者の実地指導等（主に適正化事業を契機とした）による過誤処理の場合、処理方法によって申立理由番号を設定してください。

通常過誤で処理する場合 ⇒ 申立理由番号「42」「43」「44」「45」「46」「47」

同月過誤で処理する場合 ⇒ 申立理由番号「49」「4A」「4B」「4C」「4D」「4E」

- 不正請求による過誤処理の場合、処理方法によって申立理由番号を設定してください。

通常過誤で処理する場合 ⇒ 申立理由番号「62」

同月過誤で処理する場合 ⇒ 申立理由番号「69」

- 申立理由番号「01：台帳過誤」は高額介護サービス費の設定を変更するためだけの処理です。

給付実績は取下げられません。高額介護サービス費のみを再計算させる処理です。

サービス計画費の台帳過誤は受け付けられません。

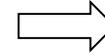
受給者台帳の「公費負担額減額」の設定を「なし」から「あり」に変更 ⇒ 申立理由番号「01」

- 申立理由として、台帳過誤（申立理由番号「01」）と事業所の請求誤り（申立理由番号「02」）の両方が該当する場合は、事業所の請求誤り（申立理由番号「02」）を設定してください。

受給者台帳の「公費負担額減額」の
設定を「なし」から「あり」に変更

さらに

事業所の請求誤り



申立理由番号「02」